

船舶インシデント調査報告書

令和2年9月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	令和2年1月19日 10時19分ごろ
発生場所	長崎県西彼町 <small>せいひ</small> へ <small>は</small> 裸島 <small>はだか</small> 北方沖（大村湾） 針尾港北防波堤灯台から真方位166° 1.7海里付近 （概位 北緯33° 01.5′ 東経129° 46.6′）
インシデントの概要	プレジャーボートはやはとは、漂泊中、機関の始動ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年1月21日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート はやと、2トン 292-48246長崎、個人所有 ディーゼル機関、船内機、出力62.5kW、平成19年11月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、機関を停止して漂泊中、GPSプロッター及びレーダー等を使用しながら釣りを 行い、機関を始動しようとしたところ、機関の始動ができず、運航不能 となった。 本船は、船長が海上保安庁に救助要請を行い、巡視艇によりバッテ リを充電してもらったところ機関の始動ができたので、自力で帰港し た。
分析	本船は、機関を停止してGPSプロッター等を使用した状態で漂泊 中、バッテリーが過放電していたことから、機関の始動ができなくな り、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、機関を停止してGPSプロッター等 を使用した状態で漂泊中、バッテリーが過放電していたため、機関の始動 ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。 ・機関の停止中は、バッテリーの蓄電容量が低下することがないよう 電子機器等を長時間使用しないこと。